

<h1>静岡市報</h1>	No. 138
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

- 静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則・・・・・・・・ 2
- 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市事務専決規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市待機児童園条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

訓 令

- 静岡市立病院に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程・・・・・・・・・・・・ 5

告 示

- 児童福祉法第24条第1項に規定する保育所における保育に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示の一部改正・・・・・・・・ 6

**規 則**

静岡市規則第85号

静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年8月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市社会福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第86号）の一部を次のように改正する。  
様式第6号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第86号

静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成26年8月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第114号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成26年9月1日とする。

## 静岡市規則第87号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年8月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号の表中「由比保育園」を「由比保育園 葵待機児童園」に改める。

附 則

この規則は、静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第114号）附則第1項本文に規定する規則で定める日から施行する。

---

静岡市規則第88号

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年8月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市区役所事務分掌規則（平成17年静岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条保育児童課の所掌事務（8）中「(葵区役所を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

---

静岡市規則第89号

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年8月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別専決事項3区役所個別専決事項保育児童課に関する事項の表中「(葵区役所を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

静岡市規則第90号

静岡市待機児童園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年9月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市待機児童園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市待機児童園条例施行規則(平成22年静岡市規則第83号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

児童園	定員

を

」

「

児童園	定員
静岡市葵待機児童園	24人

に

」

改める。

様式第1号中

「 第2希望 待機児童園 」を

「 第2希望 待機児童園 第3希望 待機児童園 」に

」

改める。

附 則

この規則は、静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第114号）附則第1項本文に規定する規則で定める日から施行する。

---

#### 静岡市規則第91号

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年9月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）の一部を次のように改正する。  
様式第5号の4を次のように改める。

【様式は掲載省略】

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市児童福祉法等施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

---

## 訓 令

#### 静岡市訓令第12号

病院局

静岡市立病院に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成15年静岡市訓令第15号）

の一部を次のように改正する。

平成26年8月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

別表の1 静岡病院（1）医師の勤務時間及び休憩時間の表を次のように改める。

（1）医師の勤務時間及び休憩時間

勤務の種類	勤務時間	休憩時間
A勤務	午前7時30分から午後4時15分 まで	午前11時から正午まで
B勤務	午前8時から午後4時45分まで	午前11時30分から午後零時30分 まで
C勤務	午前8時30分から午後5時15分 まで	正午から午後1時まで

附 則

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

## 告 示

静岡市告示第612号

児童福祉法第24条第1項に規定する保育所における保育に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（平成22年静岡市告示第144号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月4日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則の表Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関す

る法律（平成6年法律第30号）による支援給付」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。